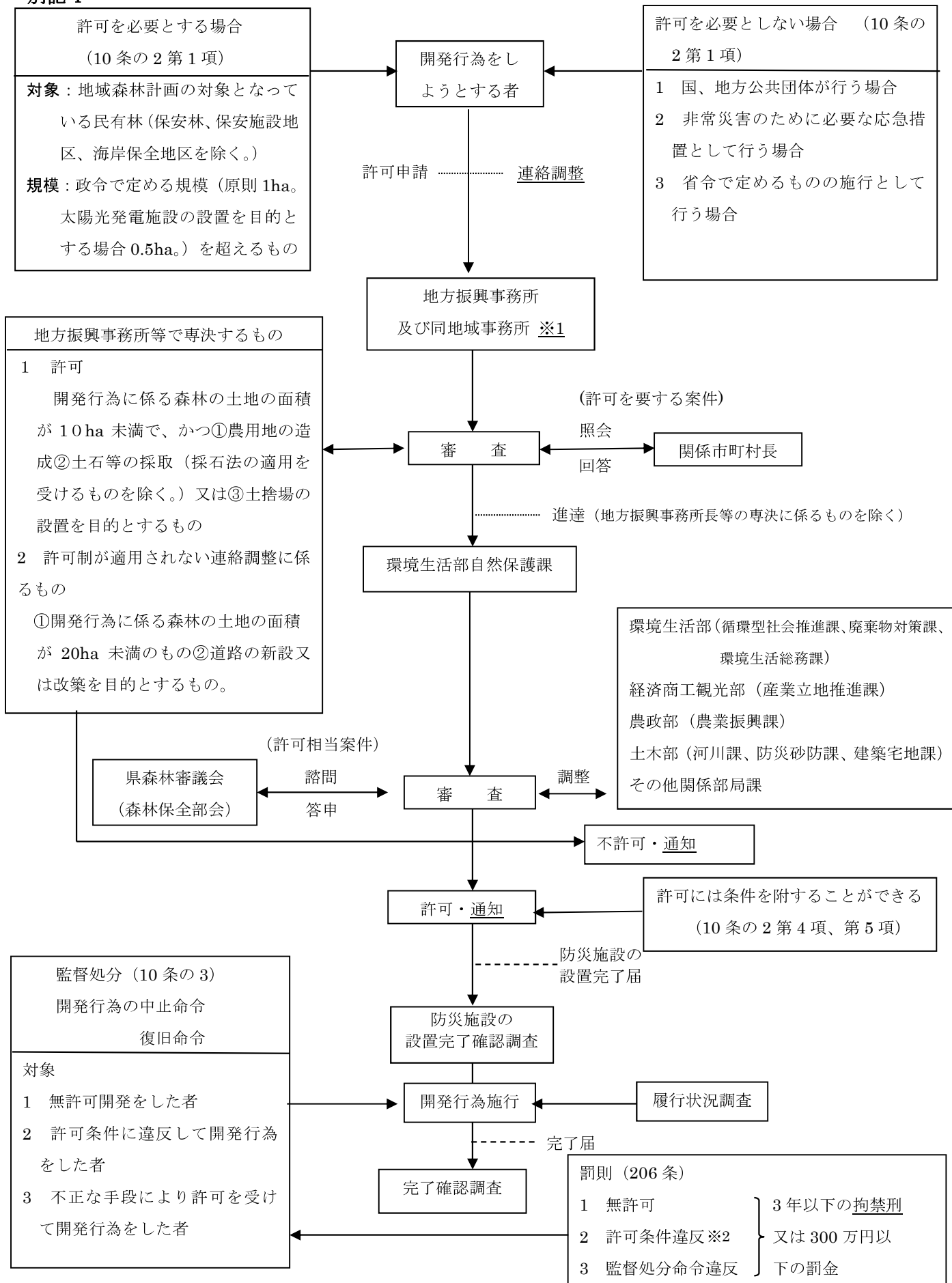


別記 4



※1 次のいずれかに該当する開発に係る許可申請書(変更を除く)は環境生活部自然保護課に提出する。  
 ①大規模開発行為に関する指導要綱(昭和51年宮城県告示第830号)に基づく自然環境保全協定の締結を要するもの  
 ②再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定するものをいう。)の設置を目的とするもの

※2 擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。